

香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月10日

香芝市長 三橋和史

#### 香芝市条例第9号

香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

(香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「14,800円」を「16,800円」に改める。

(香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の一部改正)

第2条 香芝市の一般職の職員の旅費支給条例(平成2年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「勤務場所」の次に「(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同条第3号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしない」を「婚姻の届出をしていない」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改める。

第3条第2項第1号中「場合」の次に「(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)」を加え、同条第5項中「扶養親族」を「家族」に、「を変更(取り消しを含む。以下同じ。))され」を「の変更(取り消しを含む。以下同じ。))を受け」に改める。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。))」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「移転料及び扶養親族移転料」を「転居費及び家族移転費」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について支給する。

第6条第9項中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「扶養親族の移

転」を「家族の移転に要する費用」に改める。

第9条中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改める。

第11条第2項中「に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合」を「から第4号までに掲げる料金は、公務のために特に必要とするもの」に改め、同項各号及び同条第3項を削る。

第16条中「12,000円」を「14,000円」に改める。

第17条の見出しを「(転居費及び家族移転費)」に改め、同条中「移転料及び扶養親族移転料」を「転居費及び家族移転費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び第2条の規定による改正後の香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。